

様式第1号（第3条関係）

【足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会】会議録

会議名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会
事務局	子ども家庭部 子ども政策課 保育・入園課
開催年月日	令和7年9月26日（金）
開催時間	午後1時～午後3時
開催場所	足立区役所 特別会議室
出席者	<p style="text-align: right;">(計17名)</p> <p>(委員) 齊藤多江子、旦直子、酒井雅男、ぬかが和子、鹿浜昭、水野あゆみ、 富田けんたろう、石鍋一男、馬場新太郎、安田成美、境美穂、 結城あゆみ、永田綾子、篠永優、中村明慶、田巻正義、楠山慶之</p> <p>(事務局) 子ども政策課長 中島、保育・入園課長 齊藤、 幼稚園・地域保育課長 小田川、私立保育園課長 樋口（敬称略）</p>
欠席者	(委員) 中嶋篤子（敬称略）
会議次第	別紙のとおり
資料	1 事前配付資料 令和7年度子育て支援サービス利用者負担適正化審議会資料 2 当日配布資料 (1) 委嘱状 (2) 次第 (3) 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員名簿 (4) 事前質問に関する回答
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

中島子ども政策課長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきます。

それでは、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を開会いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども家庭部子ども政策課長の中島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前にお渡しさせていただいておりますが、本日お持ちでしょうか。お持ちでない方は挙手いただければ。大丈夫そうですかね。

また、本日、机上に配付させていただいた資料は全部で4点です。

まず、委嘱状ですね。それと次第、3つ目に子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員名簿、4番目には各委員の皆様からいただきました事前質問に対する回答で、3名様分がございます。お手元にございますでしょうか。

次に、本日の定足数についてご報告させていただきます。当審議会条例第5条の規定に基づき、委員数18名のうち出席委員が委員の半数である定足数を満たすため、本会議は有効とさせていただきます。

それでは、審議会に先立ちまして、当審議会条例施行規則第2条により、委嘱状の交付がございます。本来ですと、皆様お一人お一人にお渡ししたいところなのですけれども、なるべく審議のほうに時間をかけさせていただきたいと存じますので、誠に申し訳ございませんが、皆様の机上に配付させていただいております委嘱状のとおり、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、任期は本日より2年間とさせていただいておりますので、令和9年9月25日までということになっております。

当審議会委員の皆様は、事務局からご紹介させていただきます。本日お配りしてございます委員名簿をご覧いただけますでしょうか。

大変お手数ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれた方につきましては、その場でご起立いただけますでしょうか。

まず、上からになります。学識経験者、齊藤多江子様。

齊藤委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

続きまして、学識経験者、且直子様。

且委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

続きまして、学識経験者、酒井雅男様。

酒井委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

続きまして、区議会議員、ぬかが和子様。

ぬかが委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

区議会議員、鹿浜昭様。

鹿浜委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

区議会議員、水野あゆみ様。

水野委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

区議会議員、富田けんたろう様。

富田委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

続きまして、区内団体、石鍋一男様。

石鍋委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

同じく区内団体、馬場新太郎様。

馬場委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

本日欠席ですが、区内団体、中嶋篤子様がいらっしゃいます。

続きまして、区内団体、安田成美様。

安田委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

区民公募委員ですね、境美穂様。

境委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

まだお見えになっておりませんが、公募委員、結城あゆみ様、いらっしゃいます。

続きまして、公募委員の永田綾子様。

永田委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

続きまして、公募委員、篠永優様。

篠永委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

続きまして、区職員となります。教育長、中村明慶。

中村委員

中村です。よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

田巻正義。

田巻委員

田巻です。よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

続きまして、楠山慶之になります。

楠山委員

よろしくお願ひします。

中島子ども政策課長

続きまして、足立区子育て支援サービス利

用者負担適正化審議会の開会に当たり、足立区は教育委員会を代表いたしまして、中村教育長よりご挨拶を申し上げます。

中村教育長

改めまして、教育長、中村でございます。

本日は大変ご多用の中、当審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

当審議会でございますけれども、これから質問をさせていただきますが、今回の議題といたしましては、こども誰でも通園制度、それから、それに類似する預かり事業についての利用料、これについてご議論をいただくということで、皆様方にお集まりをいただきております。

こども誰でも通園制度につきましては、国の制度として来年度、令和8年度から実施される事業でございます。概要については事務局から説明があると思いますが、この利用料については、国のはうからは1時間当たり300円程度というものが示されておりますけれども、足立区におきましては、都事業などを活用した上で、できれば負担軽減については無償化をということで、今回資料のほうをまとめさせていただいております。

また、こども誰でも通園制度の類似事業としての預かり事業につきましても、前回の審議会でも、保育施設や幼稚園の利用の有無にかかわらず、全ての子育て家庭に対する負担軽減を図って、安心して子育てができる環境の整備に努めることという、そういうご意見頂戴しておりますので、それを踏まえて、この一時預かりについても利用料をどうしていくかというご議論をいただければと思ってございます。

それぞれの皆様方のお立場から、忌憚のないご意見を頂戴して、議論をいただければあ

りがたく思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

それでは、結城様お見えになりましたので、ご紹介させていただきます。その場でご起立をお願いいたします。

結城あゆみ様です、よろしくお願ひいたします。

結城委員

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

それでは、次第に従いまして審議案件に入りたいと思います。

なお、会議作成のため、会議内容の録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、ご発言の際は、マイクのボタン、今日の前にありますマイクのボタン、緑に光っているところを押しますと発言できるよう、マイクが拾うようになっておりますので、冒頭はそのボタンを押していただければと思います。

次に、会長、副会長の選任でございます。選任は、当審議会条例第4条により、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めるというふうに規定されております。互選ということですので、いかがいたしましょうか。ご意見等ござりますでしょうか。

酒井委員

委員の酒井ですけれども、前回の当審議会の会長を務めていただきました齊藤委員が適任であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

中島子ども政策課長

ありがとうございます。皆様、いかがでしようか。

今、酒井委員よりご推薦ありました齊藤委員につきましては、先ほどもお話があったとおり、前回会長になっていたいしているということ、幼児教育がご専門である日本体育大学児童スポーツ教育学部の教授として教鞭を取られている方になっておりますので、皆様、もし異論がなければ、齊藤多江子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。

それでは、齊藤委員に会長をお願いしたいと存じます。

次に、副会長について選任させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

齊藤会長

すみません。もし可能であれば、酒井委員にお願いするということで。

中島子ども政策課長

それでは、齊藤会長よりお話ありました酒井委員につきましては、以前より委員に着任していただきまして、弁護士で銀座ヒラソル法律事務所に所属されています。もし異論等がなければ、よろしいでしょうか。（拍手）

それでは、会長については齊藤会長、副会長については酒井委員にお願いしたいと存じます。

それでは、齊藤会長、酒井副会長に一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

まず初めに、齊藤会長、お願ひしてよろしいですか。

齊藤会長

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今回の議題は、いろんなところで議論もある中、いろんなご意見があつて当然のところかと思いますので、様々な意見をお伺いできれば有り難いと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

ありがとうございます。

続きまして、酒井副会長、お願ひいたします。

酒井副会長

私は、立場上、会長に付き切っていましたということございますが、もう既に様々ご意見等もいただいていまして、よい議論をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、教育長より齊藤会長に諮問書をお渡しいたします。

齊藤会長、教育長、前のほうへお願ひいたします。

中村教育長

諮問書。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会会長、齊藤多江子様。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例第2条に基づき、以下の事項を諮問いたします。

諮問事項、こども誰でも通園制度等の利用料について。

よろしくお願ひいたします。

中島子ども政策課長

齊藤会長、教育長、ありがとうございました。

諮問書につきましては、委員の皆様にはお帰りの際に写しをお渡しますので、ご確認いただければと思います。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

齊藤会長

では、早速ではございますが、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

まず、審議案件の2、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会公開、非公開についてですけれども、事務局より説明をお願いいたします。

中島子ども政策課長

ご説明いたします。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会施行規則第3条の1項及び2項により公開と定められておりまして、公開の方法及び手続、その他必要な事項は別に定めるとなっております。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会公開要綱第3条により、審議会は原則公開とし、出席委員の同意を得て決定することとなっております。そのため、皆様の同意を得る必要がございます。

齊藤会長

ありがとうございました。

事務局からの説明がありましたけれども、何か質問、ご意見ありますでしょうか。

特にないということで大丈夫ですね。

では、よろしいということで、特に異議がなければ、この審議会を公開とするという形でいいでしょうか。

中島子ども政策課長

なお、今回につきましては、傍聴、2名の方がいらっしゃいますので、お入りいただくな形になります。

齊藤会長

次に、事務局からご用意いただきました審議会資料に基づいて、当審議会の諮問事項であります、こども誰でも通園制度等の利用料について、委員の皆様のご協力をいただきまして審議し、答申をまとめていきたいと思います。

審議に際しまして、事前に資料を配付しています。既にお目通ししているらっしゃるかと思いますけれども、改めて事務局より配付資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長、齊藤でございます。資料に基づきまして概略を説明させていただきます。

恐れ入ります、お手元に、画面上にも出してますが、令和7年度足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会資料、A4横の資料をご用意ください。

資料3ページをお開きください。

こちらのこども誰でも通園制度ですが、令和8年度から全国の自治体で実施が決定されているものでございます。背景、目的につきましては、資料に記載のとおりでございます。

まず対象者、国が示している対象者につきましては、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のお子さんを対象として提示しております。利用可能時間につきましては、子供1人当たり月10時間まで、そ

して利用料については、1時間当たり300円程度。利用方法につきましては2つございまして、定期利用、これは特定の事業所を定期的に利用するものでございます。

2つ目、柔軟利用。これは事業所、利用する月、曜日、時間等を固定しない利用方法になってございます。実施場所、実施方法につきましては記載のとおりです。予約方法につきましては、国の総合支援システムで活用する、そういったことが国から概要として示されているものでございます。

続きまして4ページをお開きください。

国の概要に対しまして、足立区といたしましては、対象者を保育所等に通っていない0歳6か月から2歳児ということにしたいと考えございます。満3歳になった年度の3月末まで利用できる、そのようにしていきたいと思っております。

今現在、対象児童数は約3,800人、そのうち想定利用者数を約1,800人と見込んでいるところでございます。これにつきましては、令和6年1月に実施させていただきましたニーズ調査に基づいた結果、47%の方が利用したいというようなご回答をいただいているところから、約1,800人が利用するのではないかと、現時点では想定しているところでございます。

利用可能時間は、足立区においても、1人当たり月10時間までと考えてございます。そして、利用料につきましては、無償とさせていただきたいと考えております。

利用方法ですけれども、定期利用を条件にさせていただきたいと思っております。子供の安定した発育教育を確保するため、特定の施設を継続的に利用することが重要であると考えているところでございます。

そして、予約方法につきましては、国の総合支援システムの使用が求められています

が、現場の混乱、現場の混乱というのは、こども誰でも通園制度を受けていただく事業所のシステムに不慣れな場合もございますので、そういうことも考えながら、今後システムを使っていくかということを検討させていただければと思っております。

実施見込み施設につきましては資料に記載のとおりでございます。

続いて、5ページをお開きください。無償の財源の根拠について示させていただいております。

先ほど冒頭、教育長のご挨拶の中でも触れていましたが、東京都の制度といたしまして、多様な他者との関わりの機会創出事業がございます。この事業を活用しながら、利用料の負担軽減につなげていければなというふうに考えているところでございます。詳細な仕組みについては資料に記載のとおりでございます。

今後の予定ですが、令和7年9月から11月、今皆さんに集まっている審議会を全3回実施させていただきまして、その後、設備及び運営の基準を定める条例を整備いたしまして、11月から12月に実施事業者の募集をかけたいと思っております。年明け令和8年になりましたら、利用負担を定める条例であるとか確認の基準を定める条例を順次上程させていただきまして、4月のこども通園制度開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

もう一つ、皆様にご審議いただきたい内容として、類似の預かり事業をまとめさせていただきました。前回の保育料第1子無償化の審議会において、保育施設や幼稚園の利用の有無にかかわらず、全ての子育て家庭に対して公平に負担軽減を図り、安心して子育てができる環境の整備に努めること、そういった

ご意見を頂戴したところでございます。

資料のところには、未就学児の預け先に関する施設、事業をまとめさせていただきました。

①番と②番につきましては、東京都の第1子無償化の制度が実施されておりますので、今現在無償化されているものになります。

今回ご審議いただくのは③番、こども誰でも通園制度、こちらのほうの料金を無償化したいと考えております。

皆様に第2部としてご意見をいただきたいのが④番と⑤番のものになります。まず、ベビーシッター利用支援事業につきましては、今現在東京都の補助がある状態でございます。一方で、⑤に記載させていただいておりますサービスにつきましては、国、都の利用料に対する補助がないものになっております。

詳細につきましては、次ページ、7ページをお開きください。

こちらで、令和6年度の実績に基づいた金額等を記載させていただいております。こども誰でも通園制度につきましては、主な事業の目的は子供の成長支援ということで位置づけさせていただいている。一方の一時保育、項目②番から⑤番につきましては、保護者の育児支援としたサービスで位置づけさせていただいているものとなっております。

実際に昨年度、令和6年度の利用負担額の合計ですが、こちらの資料にも記載させていただいているとおり4,700万円余の金額を支出しているような形になります。こちらについて、無償化するかどうかのご審議を、後ほどいただきたいと思っております。

私からは以上です。

小田川幼稚園・地域保育課長

続いて、中嶋委員、安田委員、篠永委員より事前にいただきました質問に対するご説明を、幼稚園・地域保育課、小田川、保育・入園課、齊藤よりさせていただきます。

まず初めに、中嶋委員からいただきましたご質問と回答でございます。

1つ目の質問、利用料の無償化について。保育料が無償化になったので、誰通も無償化のほうがバランスが取れていると思うが、申込みが殺到するのではないかと懸念される、こちらの質問に対する回答でございます。

利用申請が実施する施設に殺到し対応に追われることや、慣れない新制度への対応による負担とならないよう、利用対象者決定までの流れを早期にお伝えすることで、実施施設で対応しやすい環境づくりに努めてまいります。また、区立園における令和8年度の利用状況を踏まえ、必要に応じて利用者が円滑に利用できるよう、制度上の工夫を検討してまいります。

2つ目の質問、利用方法が定期利用について。複数の保育施設を利用する場合は、子供も場所に慣れないと思うが、保育現場も慣れない子ばかりの保育になるので、とても手がかかると思うので、定期利用と決めたのはよいと思う。ただ、余裕活用型で実施する場合、必ずしも同じ曜日が受け入れ可能になるわけではない。今週は月曜日だったが、2週先は水曜日になることもある。定期利用の柔軟な場合も想定できるように、用語説明に加えて欲しいというご質問です。

定期利用は、一般型、余裕活用型、いずれの場合も、実施する曜日や時間帯について国は定義しておりません。そのため、事業者が施設の運営等を考慮し、裁量により柔軟に運用することが可能となります。

3つ目のご質問、初回利用の事前面談についてです。入園児であれ、誰通であれ、お預

かりするにはお子様の状況を十二分に把握する必要がある。そのために、母子手帳などを基にした面接が必要であり、記録も重要となる。今回の誰通の事業者支援には、受付のやり取りや面接に要する費用が盛り込まれていない。ぜひとも仮称登録費を設定してほしいというご質問に対する回答です。

受付のやり取りなど、保護者との事前面談にかかる経費は、東京都の補助金、多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金を活用して補助対象にできるよう検討しております。

4つ目のご質問、類似の預かり事業の一時保育についてです。誰通を利用した保護者は、10時間を使い果たした後も継続的に使いたいと思った場合、一時保育を利用することになるのではないかというご質問です。その場合、誰通と一時保育の趣旨の違いこそあれ、預けることには変わりはない。区民や事業者の混乱を避けるために、仮称足立版誰通として一時預かり事業を展開してはいかがか。しかしながら、一時保育も無償になると上限がなくなる。受入れ保育施設が多ければ問題にならないかもしれないが、早い者勝ちのようになってしまわないのかというジレンマとなるところである。もちろん、受入れ側の事業者の事務も統一して、補助金請求事務負担を少なくしてほしいというご質問についてです。

こども誰でも通園制度を10時間利用した保護者が、引き続き同一施設、一時保育実施施設で一時保育を利用することは可能です。ただし、制度の目的や対象年齢、補助内容などが異なるため、こども誰でも通園制度と一時保育はそれぞれ個別の事業として実施することが望ましいと考えます。また、一時保育を無償化した場合については、そのような状況も想定しつつ、ご審議いただきたい

と考えております。

5つ目の質問でございます。事業者に対する補助金について。国の1時間当たりの補助基準額は低過ぎる。その不足分を東京都の多様な他者の補助金で補うという意図か。また、仮称登録費について説明されていないが、足立区から負担できないだろうかというご質問です。

お見込みのとおりでございます。都補助金は、実際に要した経費に対して補助を行う仕組みとなっております。そのため、国の給付金で賄い切れない経費が発生した場合でも、都補助金を活用することで補填が可能です。なお、保護者との事前面談に関わる経費も、都補助対象の対象にできるよう検討しています。

6つ目の質問でございます。年度を通しての誰通の枠について。例えば、4月に足立区小規模保育園で19名定員のところ、1名枠を誰通用とした場合、年度途中で待機児が増えたとしても、誰通用の1名枠は維持できるのか。また、4、5月は空きがあるから誰通枠を2名としていたが、入園児が増えてきた段階で誰通枠をなくしてもよいのか、事業者の意図が認められるのかというご質問です。

余裕活用型の場合は、通常保育の定員に空きがある場合に限り、こども誰でも通園制度の枠を確保することができます。そのため、年度途中の入所により定員に空きがなくなった場合には、こども誰でも通園制度の実施はできなくなります。一方、一般型については、面積や保育士配置など認可基準を満たす場合に限り、事業者の判断で通常保育の定員とは別に、こども誰でも通園制度の枠を確保することも可能となっております。

続きまして、問い合わせの7番目となります。保育料無償化と保育時間についてでございます。短時間認定、標準時間認定の違いは、預

かる時間の長短と保育料にも差があった。今回の無償化で保育料の差がなくなることになる。そうすると、保護者が勤務以外の都合でお迎えが遅くなることが危惧される。いわゆる早番、遅番の園児が多くなると、早番、遅番の勤務をする保育士も増える。遅番の保育士は9時30分出勤になるので、8時30分から9時30分の保育士数が不足する。早番の保育士は7時30分出勤で16時30分退勤になるので、16時30分から17時30分の時間帯に保育士の配置基準が守れなくなってくる。改めて、児童福祉施設最低基準に書かれている、保育所における保育時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児または幼児の保護者の労働時間、その他家庭の状況を考慮して、保育所の長がこれを定める、を保護者にも十分周知して欲しいというご意見でございます。

令和8年度の認可保育所、区立認定こども園の通所のしおりに保育園の適正利用についてのご案内を掲載する予定です。また、地域型保育在籍の家庭にも同様のお知らせができるよう準備しております。なお、実際の保育時間については、保護者の就労状況等を基に、施設長と相談の上決定する必要があることにつきまして、区のホームページ、保育施設利用申込み案内及び認可保育所、区立認定こども園通所のしおりに記載しております。

続きまして、安田委員からのご質問とご回答でございます。

1つ目のご質問、足立区におけるこども誰でも通園制度で保育ママを利用する場合、定期利用余裕活用型となりますが、施設の空き定員の枠を利用して子供の安定した発育環境を確保するため、特定の施設を継続的に利用するとありますが、すぐに枠が埋まり利用できなくなると、継続的に特定の施設という

目的が達成できなくなることを考えると、定員枠を1枠この制度に当てるなど、柔軟な対応はないかと思いますというご質問です。

余裕活用型につきましては、通常保育の定員に空きがある場合に限り実施できる仕組みとしております。したがって、通常保育に待機児童がいる状況で、あらかじめ本制度のために定員枠を確保していくことは難しいと考えております。

2つ目のご質問です。一月に10時間とはどこから来た数字なのでしょうか。

国の実施要綱で、対象となる子供の利用時間を、子供1人当たり月10時間を上限としております。また、10時間を1日中利用すれば月1回、1日2時間利用するとなれば毎週利用できるというイメージになります。また、国の実施要綱以上の時間を設定すると、その分利用者が限られてしまいます。慣れるのに時間がかかる子供でも、一定時間市域に出て家族以外の人と関わる機会が得られ、専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃の子供たちが触れ合いながら、家庭では得られない様々な経験を幅広い方々に提供できることが期待できます。例といたしまして、140時間受け入れ可能な園の場合、月10時間の場合、14名の利用可能、月20時間の場合は7名可能となります。

3つ目のご質問、本事業支援の運営費の具体的な内容を教えていただきたいと思いますという質問です。

本制度の実施には、必要な経費が補助対象となります。なお、補助上限につきましては、実施日数が年間104日以下の場合は796万8,000円が上限となります。具体的には、人件費、光熱水費、通信費、保育教材の購入費、安全対策費などが想定されております。

齊藤保育・入園課長

続きまして、私から、篠永委員からのご質問とご回答について読み上げさせていただきます。篠永委員にご了解をいただきまして、一部要約しながら読ませていただきたいと思います。

まず、ご意見でございます。私は、現行の有償一時預かりについては、現行費用のままで提供が適正と考えます。現行の有償一時預かりと無償の誰でも通園制度が併存した場合、以下の4つの課題が発生すると思います。まず1つ目、利用者の混乱、2つ目、価格感のゆがみ、3つ目、人材不足、4つ目、財政問題です。

①利用者の混乱。これは制度内容が似ていで違いが分かりにくいといったものです。こちらについては、目的の明示と提供内容の差別化で解決ができると考えます。

一時預かりの目的は、保護者のリフレッシュが主目的であり、誰でも通園制度は子供に様々な経験を与える機会提供が主目的で、それぞれの目的が異なることから、制度説明資料の提供や育児中でも見やすい説明動画の提供により、制度趣旨を広めることで解決できると思います。

また、国の総合支援システムの利用は、ユーザーが自分で利用可能枠や残り時間を確認できるのであれば、利便性が向上し、現行の一時預かりとの差別化にもつながると思います。

そして課題②価格感のゆがみでございます。無償の誰でも通園制度の存在が、現行の有償制度の利用金設定が高過ぎるとの印象を与える。こういった課題につきましては、制度説明資料により、無償制度と有償制度の目的の違いを明示することで、利用者からの納得感は得られると思います。有償一時預かりでは、保護者の都合に合わせて保育施設や

子育てサロンなどを、利用場所を都度変更できる利用形態の違いからも、制度趣旨の違いを認識できると思います。

また、別の視点として、現行の有償制度の料金設定が高過ぎると判断された場合には、無償の誰でも通園制度ばかりが利用されることが懸念されるかと思います。誰でも通園制度は、月10時間といった縛りがあり、有償一時預かりの利用率が大きく低下するということはないのではないかと考えます。

仮に現行の有償一時預かりを無償化した際に、課題の③人材不足、これは支援不足であったり、負担増加から保育士の離職が発生し、保育の質が低下する、こういったことを懸念しております。

具体例としては、子育てサロン西新井での一時保育は、保育の質がとてもよく、金銭的にも無理のない負担額で一時利用者として大変満足しています。子供を預ける際にも、細やかに確認をいただけて、どのように過ごしていたかを細かく教えていただけ、生活面のこともしっかり記録していただけています。無償化を実施してしまったがために、保育士側が十分な金銭補助、報酬が受けられずに、利用者増加に伴う負担のみが増え、保育士の離職や保育の質が下がるといったことを懸念しています。

これらの課題を解決する案といたしまして、現在利用者が負担している分の利用料を足立区が負担する形が考えられます。その場合には、④財政の問題を懸念しております。これは、他施策への影響や持続可能性が脅かされるのではないか、そういうことを懸念しております。

こども誰でも通園制度で既に東京都の補助施策を利用しているため、これ以上の無償範囲の拡大は、区の財源へ影響が出るのではないかと考えます。今回の誰でも通園制度は、

利用者としてはとても期待が高く、将来に向かって継続的な提供を望んでおります。財源確保の見通しが立たない状態で、一時的な施策で終わってしまうことがないようにしていただきたいです。

また、仮に財源の確保が行えた場合でも、ほかの施策に影響が出てしまうことを懸念しております。こども誰でも通園制度の無償提供自体を行っている自治体は少ないとと思うため、足立区内外へ子育て支援に力を入れている足立区ということをアピールすることができるのではないかと考えます。

以上の点から、現時点では、現行費用の今までの提供が適正と考えております。

以上を踏まえまして、幾つかご質問をいたいでいますので、引き続きご紹介させていただきます。

仮に現行の有償一時預かりを無償化した場合でも、利用時間の上限や利用者範囲を変更する規定はないのでしょうか。規定がある場合には、検討内容をご教示いただきたいです。

これにつきましては、現行の有償預かり事業を無償化した場合、利用者範囲を変更する考えはございません。利用者増加が見込まれることに伴って、利用者枠が埋まってしまうこと、そして今以上に人材確保が難しくなるなどの懸念がございます。そのため、一時保育などの預かり事業を無償化する場合には、月10日を利用制限としている子育てサロンのように、一定程度の利用制限を設ける方策等が必要と考えております。また、施設、事業種別や区の所管がまたがるため、区のみではなく、施設ごと、事業ごとの利用制限としなければならない、そういういた課題もございます。

一方で、利用制限を上回った場合に利用できなくなる、そういうことは避けたいため、

利用不可とするのではなく、制限を超えたなら有償とする、そういうことが想定されるかと考えてございます。

問2、仮に現行の有償一時預かりを無償とした場合、利用者が増えることも予想されるため、負担額は令和6年度実績値よりも増加する可能性が考えられます。その場合でも、年度ごとの実績値ベースで足立区が負担を行い、保育士側での金銭補助額が現行の水準から減ることはないため、保育の質は下がることがないという認識でよろしいでしょうか。

これにつきましては、利用者が負担している分の利用料を保護者に変わって区が補てんする形で負担するものでございます。ですので、保育の質が低下するとは考えてございません。また、一時保育については、これまでと同様に国が定める補助単価に基づいて運営費補助を実施してまいります。

そして3点目、現在利用者が負担している分の利用料を足立区が負担していく場合、財源はどのように確保するのでしょうか。

これにつきましては、第1子保育利用無償化の歳入増を財源とすることが1つの案として考えられますけれども、この財源は、子育て支援事業への活用に限定されたものではございません。また、預かり事業は自主財源となり、補助金がないことに加えまして、ほかにも人件費や物価高騰等で予算額が年々増えている状況がございます。預かり事業を無償化すべきかどうかは、全体の予算編成にも関わる内容であることから、持続可能性も考慮して慎重な判断が必要と考えております。

そして4つ目、財源を確保した場合に、別の施策に影響が出ることはないのでしょうか。仮に影響が出る場合は、具体的にどのような施策に影響が出るのでしょうか。

この問い合わせにつきましては、別の施策に影響が出ないよう、全体の予算編成を行う必要があると考えております。現行の有償預かり事業を一度無償化すると、元の有償化には戻しづらいといった面もございますが、今後預かり事業無償化に必要な事業費が想定以上となり、予算拡充が難しくなった場合には、ほかの事業を含めた優先順位を考慮して、預かり事業の無償化を見直す、こういった可能性も考えられるかと思います。

そして5つ目、誰でも通園制度は、特定の施設を継続利用する形式ですが、一部の施設に申込みが集中し定員超えが発生した場合、どのような基準で選定されるのでしょうか。

これにつきましては、国の総合支援システムには、現在判明している範囲では抽選機能が備わっておりません。ですので、原則として先着順となります。区立園における令和8年度の利用状況を踏まえながら、必要に応じて事業者が円滑に利用できるよう、制度上の工夫を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

齊藤会長

ありがとうございました。

今回の審議のテーマは、こども誰でも通園制度の利用料と類似する預かり事業の利用料というふうに分かれますので、今回の進め方としては、2つのテーマ、前半と後半に分けて、区別して議論を進めていきたいと思います。

まず、1つ目のこども誰でも通園制度の利用料について、これまでの説明を踏まえていただいて、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ぬかが委員

利用料のみですよね。

齊藤会長

そうですね、利用料です。

いかがでしょうか。

鹿浜委員。

鹿浜委員

すみません、委員の皆さん、まだ質問ないみたいなので、私のほうからお尋ねさせていただきます。

まず、足立区は今回、無償という形で今検討しているということのお話は伺っておりますが、今23区のほうで実施されているのは、港区、中野区、北区、杉並区かなというふうに思うんですけども、この4区を見させていただくと、ほとんどが無償という形ではなく、利用料の減免という形で実施されているのが実情で、杉並のほうはなかったのかなというふうに思うんですけども、減免という形での検討というのはされたんでしょうか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長からお答えさせていただきます。

減免という検討はしておりません。当初から、利用料負担は300円ということに規定はさせていただくんですけども、利用する際には、東京都の事業を活用して全て無償化するというところから検討しているので、減免という考えは持っておりません。

鹿浜委員

基本的に、私も無償に対して反対という意見はないんですけども、無償であればよろしいのかなというふうに思うんですけども、やっぱり、さっき中嶋委員ですかね、ち

よつと混乱を招くような形もあるんではな
いかというようなご意見もありました。

やはり無償という枠にすると、誰でもとにかく申込みはさせてもらって、利用しなくてもやってみようかというような、どちらかというとハードルがなくなるわけですから、すごく申込み者数も増えてしまうのかなという懸念もあるものですから、その辺のお考えで、やはり何らかの利用者に対しての制限といつたら何なんですけれども、その辺の1つ枠ということを考えたことはないんですか。そういう制限というか、誰でも申し込めて、利用しなくとも申し込めてしまうわけじゃないですか。

齊藤保育・入園課長

利用するときに、一番最初の登録自体は希望者がどなたでもできます。実際に利用するときに、例えばA保育園を利用したい場合に、予約をするので使わない方が実際にその施設に予約をするということはないのではないかと想定しています。

樋口私立保育園課長

すみません、補足させていただきます。私立保育園課長、樋口でございます。

恐らく無償にすることによって、真に利用するつもりもないのに予約してしまう人というのも増えてくるかと思うんですね。そういう方がいらっしゃるということも我々想定しております、何かしらの、例えば次の予約の制限をするであったりとか、利用時間をその分、10時間という枠がありますんで、その中から減らすなどの色々な対策があるかなと思っておりますので、その辺も含めて今後は検討していきたいなどと考えているところでございます。

齊藤会長

ぬかが委員。

ぬかが委員

料金に関わってくるので、何点か質問させていただこうと思います。

もともと、この誰でも通園制度そのものを国が考えた考え方というのは、育児不安を抱えている親、保護者の支援も強めたい、それから、何にも、どこにもそういうふうに通っていない子たちが、その後幼稚園や保育園、そういうところへ行く前に、社会の中で他の大人と、また他の子供と関わる場をきちんと提供しようと、こういう考え方の下に作られる制度だということだと思いますが、どうでしょうか。

齊藤保育・入園課長

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

ぬかが委員

そうしますと、最終的にはやっぱりどの子も、つまり、無料にしたから大勢通うから困るとか困らないという問題じゃなくて、本来であれば、そういうどの子も、つまり、定期的に幼稚園、保育園に通っている子はいいわけだから、そういう子は通える機会があるようにしていくというのが、来年度はともかくとして、最終的には目標であるということで考えると、無料にしたから大勢来て困るじゃなくて、大勢が受け入れられるように整えていく、そういう準備を頑張ってやっていくということになるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

齊藤保育・入園課長

ありがとうございます、そのとおりでござります。

やはりどこにも通わずに小学校に上がるということを極力防いで、子供たちが社会と溶け込みながら小学校に上がっていくという機会を、より多くつくっていくことがこの制度の目的ですので、より受け入れてくれる施設を増やしていく、そういうことも必要なことと捉えております。

ぬかが委員

その上で、来年度から実施だけれども、今年度試行で実施している自治体は、先ほど鹿浜委員からもあったように、幾つもの自治体が、全国でも200近くでしたっけね、取り組まれておりますけれども、例えば、ほかの自治体でも、まず小規模でやってみて、そして、その実態を見て拡充していく。いきなりどーんとやって失敗してしまうわけにいかないということで、利用者の保護者さんやお子さんの様子を見ながら、制度として確立していくというやり方をやっているし、この間、区もそういうふうに小さくスタートして大きくしていきたいというふうに答えてくださっていると思うんですね。

その中で、今回の資料の中で実施見込み施設というのがあって、結構、私の印象としては多いなと思ってしまったんですけども、この見込みというのは、大体このとおりで新年度からスタートしようとお考えなのでしょうか。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。

今のところ、令和7年7月及び9月に調査させていただいた数を提示しておりますが、今後様々な条例を制定させていただいて、人員の配置であるとか、そういうところを細かく詰めていくことになるので、必ずイコールかというと、そうではないと考えております。

す。

ただ、おおむねこの数でいければいいなという思いでおります。

ぬかが委員

はい、分かりました。

齊藤会長

富田委員。

富田委員

今のぬかが委員のご発言に関連するところでお聞きをしたいんですけども、まさに私もおっしゃるとおりだと思っていて、各園定員がある中で、なるべくなら預けたい園で保護者の皆さんのが預けられるように、一定程度の地域の平準化も必要だと思いますし、そのためには多くの事業者の方に手を挙げていただくということが必要だという中で、ただ、その手挙げにもいろいろハードルがあるだろう。具体的には、これも挙げていますけれども、システムの問題であったり、保育士さんの不足であったり、物理的なスペースの問題であったり等とか、具体的なハードルとしてあるというふうな認識でいるわけですけれども、今回このヒアリングで実施見込み施設、これだけば一つと出ていますけれども、皆さん、このハードルということは大体クリアができるという認識でいらっしゃるのかどうか。どんな認識で区はいらっしゃるのかお聞きしたい。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長、樋口です。

私、認可保育所のほうを担当させていただいておりまして、今回この資料の4ページの私立保育所の10園程度というところを担当させていただいております。これはまだ今

年の7月に意向調査をした段階になっておりますので、細かい事業者さんへの支援内容であったりとか、各施設の設備の状況というのは、まだ明らかになってない中での意向調査でしたので、場合によっては、やはりこの中から何園かは減る可能性はあるかなというふうには見ております。

富田委員

そういう意味では、先ほどざっくりこれぐらいじゃないかってご答弁ありましたが、まだまだ不透明なところかなというのが実態かと思います。

システム、設備のところでいうと、この都の補助金というところで、事業者の皆さんにはシステム導入とか、そういったところができるんでしょうか。できるような補助金なのかどうか、ちょっとそのあたりも教えてください。

樋口私立保育園課長

私立保育園課長です。

まず、国が用意するシステムについては、全て国が全部面倒を見ていますので、自治体による負担というのは発生しておりません。

あとは、そのシステムが、事業者さんが使いやすいシステムなのか、あとは利用者さんが使いやすいシステムかという問題がありまして、そこがまだ今、研修環境での公表はされているんですが、実際に利用者、事業者の方が使える状況ではないというのが、國のほうからも来ておりまして、実際に國、都の補助金の中では、要はシステム分の負担というのが発生していないので、そこに都の補助金を充てるということは、今のところ考えてはいない状況です。

楠山委員

子ども家庭部長です。

これは、私の立場から、少し委員の立場は外れてしまうかもしれないんですけども、東京都の補助事業は、開設準備等経費というのがあって、400万円出ますので、例えばパソコンを買うとか、システムは国のシステムを使うので、使う場合ですけれども、使わないこともあるかもしれないんですけども、パソコンを買ったり備品を買ったりという新規の開設準備金費が400万円です。

(利用者負担軽減は) 子供1人当たり、1か月当たり4万4,000円です。10人だと44万円です。

それとは別に、運営費として、104日間開けていれば、開けていればというのは、要はこども誰でも通園制度、多様な他者、東京都の事業を開けていれば800万円弱が出るので、割とこれは、東京都が特殊なのかどうか、ほかの県に比べると相当結構大盤振る舞いな、予算的には結構あるのかなという印象を持つところでございます。

富田委員

分かりました。

この補助金について、中嶋委員のほうから、問2について、余裕活用型で実施する場合というのは、現場の肌感覚でいうと、必ずしも同じ曜日で受け入れられるわけじゃないんだよというご指摘があるわけじゃないですか。ただ、そうなると、都のこの多様な他者との関わりのこの補助事業の要件というか、実施要綱を見ていくと、ある程度決まった、毎週決まった曜日に預けるというのが1つ要件になっているんじゃないかなというのがちょっとある中で、このあたりは実際に、本当に補助を受けられるのかどうか。

楠山委員

これは、言ってもいいのかどうか分からぬいですけれども、今、幼稚園で実はやっているんですね。幼稚園でやっていて、今週は月曜日、その次の週は金曜日とかという例もあるというふうに、私は聞いています。ですから、定期利用と言いつつ、月1回でも定期利用じゃないですか。毎月1回でも定期利用だし、週1回毎月同じ時間、同じタイミングでも定期利用ですし、この定期利用の中の柔軟性というんですかね、割と結構ふわっとした補助金であるというふうには聞いています。担当者からちょっと説明していただければ。

齊藤保育・入園課長

東京都の多様な補助金の仕組みとしては、複数月利用すれば補助金の対象になります。なので、その一月の利用の仕方が毎月固定の曜日を利用してないと駄目とか、そういうことではないので、4月利用して5月利用すれば補助金の対象になる、そういうスキームになっております。

ぬかが委員

今、楠山委員のほうから定期利用のこと話あったけれども、定期利用って、別に定時じやなくて、1つの保育園を、同じ保育園を利用する。つまり、定期利用じゃないほうは、いろんな園を選べるというあれだけれども、1つの園なり1つの施設を選ぶことを、国で定期利用って言っていますよね。

楠山委員

そうですね。定期利用の中身は特に、これが定期利用と言っていなくて、当然1つの園で、例えば半年1つの園で行って、その園をやめて次の園に変われば、当然それもまた定期利用なので。

ぬかが委員

単純な国制度の正しい理解ということなので、それは、区がくださった国の案のところでも書いてあるとおり、定期利用というのは、特定の施設を継続的に利用することということ以外は、いろんな制限を設けていないし、ただ唯一、同じ園を使うということが、定期利用ということを前提に議論していくほうがいいのかなと思いました。

楠山委員

大丈夫です。

齊藤会長

水野委員。

水野委員

水野です。

ニーズ調査をされたところ、一応3,800人のうち1,800人ぐらいが利用するんじゃないかなという見込みだということですが、そもそも、現在この3,800人以外に、既に保育園に通っているというお子さんの人数というのは、どのぐらいになるんでしょうか。

齊藤保育・入園課長

令和7年度でよろしいでしょうか。

令和7年度は、実際に就学前児童数が、合計で2万5,000人弱おります。これは、5歳児も全て含んだ形です。保育需要率でいうと、1万3,992人ですね。そこから算出させていただいている数字になります。

水野委員

ごめんなさい、0歳から2歳はどれぐらいになりますか、令和7年度。

齊藤保育・入園課長

0歳から2歳は、全部で6,500人です。

水野委員

分かりました。もう既に6,500人が、この誰でも通園制度は対象外になるというふうに思うんですけども、3,800人がそのほか対象になる、調査でいうことなんですけれども、こうやってもう既に保育に通っている方たちは、第1子無償化ですので、既に無償になっていると思うんですけども、やはりこういった誰通のほうでもやっぱり無償にしていくのがいいんじゃないかなというふうに、私も思います。

0歳から2歳児ということ、私も専業主婦で2人育てていたんですが、やっぱり365日、24時間ずっと付きっきりでいるので、本当にちょっと体調が優れない、自分の体調が優れなかつたり、または歯医者に行くとか、ちょっとした大事な会合に行きたいとか、そういったことが1か月に1回ぐらいはあると思うので、そういったときに無償で利用できるというのはありがたいなと思います。

たとえ1時間300円であっても、本当に専業主婦の間は、本当に2時間、3時間預けると1,000円になってしまうのかなと思うと、じゃ、やっぱり自分で頑張ってみようかなというふうに思ってしまうのが常ですので、やっぱりこういったところでお母さんたちのリフレッシュというふうな目的であれば、やはり無償がよろしいんじゃないかなというふうに思います。

その上で、東京都の10分の10の補助を出してもらえるというこの要件というのは、いま一度、どういったところで対象になるのか教えていただきたいのですが。

齊藤保育・入園課長

東京都の無償化の対象になるものなんですけれども、これは、先ほどもお話出ていましたが、定期的に使っていただく。これは、複数月使っていただければ補助金の対象となりますので、1人のお子さんが1つの事業所を選んでいただいて複数月使っていただく、それが条件になっております。

水野委員

ありがとうございます。

また、登録の際、面談が必要ってことですが、今増えている医療的ケア児であったり、障害児の受け入れについては、どのようになっておりますでしょうか。

齊藤保育・入園課長

国のことども誰でも通園制度につきましては、そういったお子さんに対しても受け入れるようになつてはいるんですけども、大変申し訳ございません、来年度につきましては、すぐ対応できる状態にはなっておりません。

今後そういうお子さんに対しても、制度を整えていく必要があると考えております。

水野委員

ありがとうございます。

例えば看護師をつけるですか、様々加算が必要になってくるのかなと思いますが、そうしたときの加算というのは、都や国のところはどういうふうに示されているんでしょうか。

齊藤保育・入園課長

子ども誰でも通園制度の中にも、医療的ケアのお子さんであるとか、支援が必要なお子さんをお預かりした場合には、加算がつくような制度になっております。東京都の制度に

ついてもそういったことが、事業のスキームの中で、負担ができることもしっかりと検討していきたいと思います。

水野委員

ありがとうございます。そういった子ほど、やはりなかなか第三者、他者と関わる機会が少なめであるのかなと思いますので、しっかりとそういった加算も踏まえながら、制度を整えていっていただきたいと思います。

以上です。

齊藤会長

保育現場の委員の皆さん、どうですか。他に意見ないでしょうか。

馬場委員

無償化自体は、私もいいのではないかと思っています。やはり先ほどから出ているように、無償化によって希望する人が増えるのではないかという話もあるんですけども、そこでちょっと私も聞いてみたいなと思っていたんですが、実施見込み施設のところで、これ、何園って出ているんですけども、この中で、これから実際に調査を取られると思うんですけども、何名というのこれはこれからですか。

齊藤保育・入園課長

人数については、想定では1施設1人から3人程度なのではないかと想定しております。

馬場委員

保育園の立場で言わせていただきますと、とにかく今、保育士不足というところが非常に悩みのところで、ここをいかに解消していくか。要は、新しいお子さんが来れば当然、

0、1、2歳児というところでは、子供に様々な経験を与える機会提供というところにいくまでに、慣れるまではすごい時間がかかるんですね。4月なんか毎年見ても、ずっと泣いている。毎日来ていても、5月のゴールデンウィークぐらいまでかかるお子さんもいる中で、当然ずっと付きっきりになるのではないかというところが想像できるので、そのあたりの、各園で保育士の採用というところを気にかけていただければと思います。

齊藤会長

では、今、利用料のところを中心にお話を聞きしているんですけども、他にご意見特にありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ぬかが委員

そこで、もう利用料決めますよね。

齊藤会長

そうですね。その後……

ぬかが委員

別のほうの議題になりますよね。

じゃ、すみません、一言だけ意見。

齊藤会長

どうぞ。

ぬかが委員

申し訳ないです、一言だけ意見を言わせていただきたいと思います。

利用料そのものについては無料ということで、ほかの保育園、幼稚園に通っているお子さんのことを考えたときに、1年間預けて無料で、誰通が1時間300円ってことはないだろうと思うので、大歓迎なんですけれど

も、それと附隨して、実は予算のこととかお金のことには絡んでくるんですけれども、確かに多様な他者の東京都の補助制度も活用するとか、この間、無償化で東京都から余分にお金が年間6億円から来ているという使い道も、前回議論があったと思うんですけれども、そういうお金の活用ということも含めて、私は、ここで国で言っている月10時間までというのも、先行実施やって試行をやつてみたところでは、大体40時間が多かったと。

そして、中野区は160時間というふうに決めていて、なぜかというと、私も保育士やっていたから、先ほどのお話すごいよく分かるんですけども、とにかく最初は、預かつて泣きっ放しで、それでも泣き止まないで、やっと慣れてきたころに、例えば1日4時間だとしても、お母さんが迎えに来るわけですよ。4時間で2回、3回はできないわけですよ。そうすると、もう慣れる前にこの制度の時間が終わってしまうって、これはちょっと非現実的ななと思っていて、やはり、いろんな組合せ、工夫をしながら、先行実施のところで言っている40時間とか、こういう中野区の160時間なんていうのも参考にしながら、本当に現場の声を聞きながら、どういう時間が、私たち個人の意見じゃなくて現場の声を聞いて、月にどのくらい誰通で預かるのが一番いいのかということも、ぜひ一緒に考えてほしいと。

それから、面積基準についても、認可保育園の乳児の面積基準3.3平米だと思うんですけども、おそらく区で考えているのは国の基準とおり1.6平米って考えていると思うんですけども、中野区はただ単に超えているだけじゃなくて、区独自で補助要綱もかなり手厚く補助のあれを考えてつくられているというのを聞いているので、必要な支援

をしっかりと、そういう当事者である園の方々に行いながら、やっぱり環境として、あまり狭いところに詰め込まないで済むような基準なども、スタートした後でも検討はできると思いますので、検討していっていただきたいと、一言、申し訳ないです、意見言わせていただきました。

齊藤会長

ありがとうございました。最初に教育長からもお話があったかなと思うんですけども、本当に最初の第一歩を踏み出すということかなと思いますので、今後、子供たちの状況も、それから区の状況も、いろいろまた変化していく中で、もっとよりよい制度にしていくというところの第一歩というふうに、私自身も考えておりますので、ありがとうございました。

篠永委員

すみません、1点だけご質問させていただきたいと思います。

私も意見書で記載のとおり、こども誰でも通園の利用は無償化がいいと考えております。無償化にあたっては都の補助金を使って多様な他者の補助金を使うということなんですけれども、持続可能性はどのようにお考えでしょうか。都の補助金がもしなくなってしまったらどうするのかというところの視点って、どのようにお持ちなのかお伺いさせていただきたいです。

齊藤保育・入園課長

おっしゃるとおりでして、東京都が未来永劫ずっとこの制度をやっているかという確約がない中で、その補助事業を活用した無償化ということをご審議いただくんですけども、仮にその制度が打切りになった場合に

は、冒頭の事前質問にもお答えさせていただきましたが、無償化を再度有償とするのか、ほかの今実施している子供向けのサービスを少し何か組み替える必要があるのか、そういうことは検討が生じてくるかと考えております。

篠永委員

ありがとうございます。

齊藤会長

それではよろしいでしょうか。

では、2つ目のほうの、類似する預かり事業の利用料のほうの議論に進んでいきたいと思います。

先ほどの説明を踏まえまして、何か質問、ご意見等があればお願ひいたします。

ぬかが委員

一点だけ、すみません、単純な質問です。先ほどの質問に対しての回答の中に関連するんですけれども、2番目ということで、預かり事業との関係ですよね。それで、持続性も考慮して慎重な判断が必要だと考えていることでおっしゃられているんですけども、預かり事業を無償化した場合に、歳入、いわゆる保育料収入といいますか、それは幾ら減ってしまうというふうに計算、試算されているのか。つまり、これで言うと、いわゆる一時預かりと言われている制度、それから、表で先ほど説明いただきましたように、一時預かり、一時保育と言われている制度、ベビーシッター、子供預かり送迎等支援事業、ファミリーサポートと挙げられているわけですので、それぞれ、これを無償にするとどのぐらいかかるのかというのを教えていただきたいと思います。

齊藤保育・入園課長

資料7ページに記載させていただいている、委員のおっしゃるのはこの金額ということでおろしいでしょうか。例えば、一時保育であれば1,300万円余の金額がかかっておりまして、合計でいうと4,700万円余の金額がかかってございます。

ぬかが委員

分かりました。そうしますと、当然費用的な点で言うと、恒常に保育園の保育料第1子無償化になったことによって、年間すると6億円の収入が足立区に毎年毎年増えたということが、前々回やった適正化審議会の中で明らかになったわけですけれども、その枠の中には当然収まると、財源上は恒久的に収まるということだと思いますが、どうでしょうか。

齊藤保育・入園課長

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

ぬかが委員

はい、分かりました。

齊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

水野委員

すみません、何点かお伺いします。

ベビーシッターの利用支援事業というのは、既に東京都のほうから10分の10の補助が出ていて、1時間当たり2,500円の補助が出ています。こういった東京都の補助が10分の10、ベビーシッターのほうは出ているというのは、ほかの有償一時預かりのほうには出でていないという、こうしたところの差別化というのはどういうところにある

んでしょうか。

楠山委員

要は、東京都がベビーシッターだけなぜ10分の10しているのかということですね。

小田川幼稚園・地域保育課長

東京都の補助率が10分の10となりますが、上限がお1人当たり年間144時間で、先ほど委員からお話がありましたが、日中ですと2,500円、それと、夜間ですと3,500円補助している状況になります。これが、実質無償化という形になっておりますので、ベビーシッターに関しましては、そのほかに交通費ですとか、あと事業者が指定されておりままでの、登録料等は保護者の方の負担となる場合がございますが、実質無償化という形を今取っているような状況でございます。

楠山委員

ちょっと、私のほうから補足しちゃいけないんですけども、委員なんですよ。

恐らく、東京都のほうでベビーシッターに結構力を入れているんですよ。そういう事業を目玉にして、そこを無償化するというような方針で、ベビーシッターだけ10分の10になっているのかなというふうに、今都知事の施策の中で、ここにちょっと重点を置いたのかなという、すみません、想像ですけれども。

水野委員

東京都じゃないので、どういう理由でやられているのかはあれですけれども、待機児童対策というお声もありますけれども、待機児童じゃない子であっても、0歳から未就学児はしっかり受けられるということになつて

いるので、こういったところの整合性はどういうふうに図っていくのかなというふうには思うんですが、本当に一時預かりでも、やっぱり1時間500円ということで既に区の補助を大分入れていただいてこの金額にはなっていると思うんですけども、私もいろいろなご相談がある中で、本当に親の介護をしていて、保育園の送り迎え、また幼稚園の送り迎えに行けないというご家庭が、しそつちゅうこういった支援を、一時預かりだとかファミリーサポートとか送迎支援も受けていて、やっぱり金額が大変だということを聞いております。

また、兄弟3人いて、それぞれ違う保育園、同じ保育園に入れずに、送り迎えが大変で、ましてや妊娠中だとか、そういったところでこういった送迎支援を使っているけれど、本当に1時間500円とか、送り迎えで1,000円かかるだとか、そういった苦しい状況も聞いていますので、人材確保が本当に難しいという、今は人材不足だということも知っておりますので、全員が全員無償とは言いませんけれども、そういったこの支援が必要な方には、本当に少しでも安く利用できるように、定期利用の方への支援ですか減額サービス、妊娠中は免除するだとか、様々な理由でこういったところには支援を入れていってあげてほしいなというふうに思いますが、この辺いかがでしょうか。

楠山委員

では、委員の立場として、この類似事業の予算的なものは大したことではないと、私は思っているんですけども、さっきどなたかの委員もご説明ありましたけれども、恐らく無償化した段階で、利用者が相当増えるはずです。ですから、一時保育も、一時預かりはもともと10時間って枠がありますけれども、

今一時保育は枠がありませんので、恐らくどこかで、1人当たり10時間なのか20時間なのか分からないですけれども、制限をかけないといけないのかなというところ。今は、実質的に500円というお金が制限になっている、それがいいのか悪いのかは別としてですね。

それをフリーにしてしまうと、多分どこかで制限かけないといけないので、それを制限するやり方が、現場の負担とかを含めて、いろいろと複雑なスキームになってくるはずなんです。煩雑になってくるはずなので、そこら辺を考えて、あと保護者の利便性というところですかね、制限をしたことで、お金を払ってまで行っていた方が、ある程度の時間しか使えなくなってしまうというところも含めて、これはむしろ、学識者側と区民の委員の方の意見も聞かせていただきたいなと思います。

結城委員

先日、一時預かりを初めて利用してみたんですが、保育園など3、4件当たって、ほとんど断られてしまって、結局その定員がもういっぱいで無理ですというお話だったんですけども、特に年齢で、1歳、2歳は結構いっぱいいらしくて、もう既にちょっとというお話で、保育ママさんに当たって、ようやく枠があったんですけれども、それも時間もなかなか、希望の時間は通らず、日程も通らずで、少し予定をずらし、いろいろ兼ね合い考えて、ようやく2時間確保できた状態だったんですね。それが、また無償によって全く取れなくなってしまうとなると、ちょっともう制度自体利用できなくなってしまうんじゃないかなというのは少し危惧しています。

永田委員

うちでは、子供が保育園に通っています。仮にこういうようなサービスが全て無料になった場合、私のような保育園に預けていて、普段保育園に預けているのでファミリーサポートとかあんまり使う必要ない人も、私も実際、もし無料だって言われたら、気軽に使ってしまうなというふうに思っていました、お迎え、プールに連れていくのに、無料だったら頼んでしまおうかなというような感じで、私のような人がもし仮にいたら、本当に必要な、実際に緊急性があったり、本当に必要な方に届かないかなということがあります。

個人的には、無償化というのは反対をしています。もし仮に無料というふうにするのであれば、ほかの自治体でもあると思うんですけども、非課税の世帯ですとか、あと介護と育児とダブルケアでやっているご家庭ですとか、あとは2分の1まで補助しますというような形で何かしらの制限がないと、本当に必要な方に届かないかなというふうには思っていました。

葛飾区では、今年の9月からファミリーサポートとか、保育の認定の有無にかかわらず、全て一律無料という形の、全国的に非常に珍しいなと思っているんですけども、どれだけ隣の区の情報が手に入るのかちょっと分からぬんですが、隣の区の状況なども見てから取り入れることも考えたらいいのかなというふうに、個人的には思いました。

齊藤会長

ほかにはいかがですか。
境委員。

境委員

私は、今年度妊娠をしていてファミリーサポートを使わせていただいて、その際に入院をしてしまったので、子供を2か月間、

ファミリーサポートを使用したんですよ。1か月結構な金額を取られてしまって、正直ファミリーサポートを使用するのにも、送り迎えだけじゃなくて、旦那が帰ってくるまで見てもらうと、1時間、2時間は当たり前で使っていたので、1日に1,000円、2,000円かかっていたのが結構痛手だったのが印象的でした。

先ほどほかの方からもお話をあったように、必要な方に援助が入ればもっともっとといいのかなというのもあるところもあるんですけれども、やっぱり有償化と無償化の差別化はしっかりとしないと、必要な方に届かないなというのがあるなと思いました。

あとは、双子が今6か月になったんですけども、やっぱり子供をちょっと預かってもらいたいなというときに、双子だとやっぱり預かり先がなくて、こういう子ども誰でも通園のお話があったときに、私もちよとお願ひしたいなという気持ちはあるんですけども、先ほどもあったように、人数制限が結構少ないというところもあって、本当は保育園に入れたいのに入らなかつた、おうちの近くに誰でも通園がなかつた際に、やっぱり相談できるところがないなというのがすごく心細いなというのが、正直あるところです。

話はずれてしまったんですけども、やっぱり私も有償、無償のところはしっかりと差別化してもらいたいのと、妊婦さんだったらちょっと安く有償のところを利用できるようにしてもらいたいとか、介護している方にも少し援助が入るような、そういうところがあるといいなと思いました。

以上です。

篠永委員

ありがとうございます。

私も、ちょっと皆さんとほぼ意見がかぶつ

てしまっているんですけども、意見書にも書かせていただきましたとおり、現行費用のままが、有償の部分については有償のままが適正なのではないかなというふうに考えております。

利用のところにつきましても、皆さんとかぶってしまうんですけども、やっぱり誰でもというふうになると、本当に気軽に行けるようになってしまふので、必要でないというわけではないんですけども、より重要性がある方に回らない可能性のほうが高くなってしまうのではないかというふうに思っておりますし、今、私もよく利用するのが、西新井の子育てサロンのところの一時預かりを利用させていただくんですけども、本当に書かせていただいたとおり保育の質がすごくよくて、お友達のママさんとかも皆さん、ここに通わせたいというぐらいすごく気に入って利用させていただいているところなので、そういうところの質が結局忙しくなって下がつてしまつたりとか、そもそももう受け入れられませんというふうになってしまふことをちょっと懸念しておりますので、やはり誰でも通園は無償化、現行の一時保育については有償化というところが適正なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

齊藤会長

ほかの方はいかがでしょうか。

ぬかが委員

先ほどは質問だけだったので。

特に誰通と重複するのが一時保育ですね。一時保育がどうあるべきなのかというのが、結局全国の自治体でも、一時保育のことを十分に斟酌して誰通を定義してくれれば

よかつたって声が圧倒的に多数で、事業としてほぼほぼかぶっているわけですよ。

だから、誰通と、一番理想系って言われているのは、専用室で誰でも通園制度のお子さんと一時保育のほうは一緒に、そして、だから在園児とは一緒じゃなくて過ごせるようになるのがいいなという声も非常に強いと。そして、よく区が、ここにも書いてあるように、誰でも通園制度と一時保育では目的が違うんだと言っても、実は誰でも通園制度でも一時保育の目的と同じ、育児の悩みや不安を抱えている保護者の支援を強化と。育児不安の中で、本当に子どもが自分のところから少し引き離して、そういうところで見てもらえるという点では、そういう点でも一時保育と誰通はほぼほぼ同じだろうと。

そう考えたときに、それを本当に、本来というか、どなたかの提案にもありましたように、融合するような形が私は望ましいだろうと思っていて、もちろん、いろいろ今お話が出たように、枠を広げる努力はしなきゃいけなくて、だから、きちんと保証もしながら、これから子供の数が減っていくからこそ、なおさらそれをチャンスと捉えて、こういった保育園に預けていない、幼稚園に預けていないお子さんの一時保育、誰でも通園というような枠をしっかり各園がつくれるような仕組みにしていく必要があるだろうというふうに考えているんです。

そう考えたときに、私は整合性というのを考えても、やっぱり誰でも通園が1年間預けてただで、それ以外は有償ですよというのがあまりにも、普段ワンオペのように頑張っているお母さんにとって私はきついなと思っているので、私は無償でやっていっていただきたいと思っています。

ただ、これは個人としての意見ですけれども、唯一有償でもいいかななんて思っている

のは、唯一かどうか分かんないんですけども、私、もっと一時預かりを増やしてほしいって思っていて、先ほどお話があったような西新井の一時預かりもそうなんですねけれども、今、子育てサロンが商業施設にどんどんつくられていて、新しくできた北綾瀬の商業施設に行ったときに、フードコートに行ったときに、私もお母さんの姿を見て泣きそうなになっちゃって。

何でかといったら、子育てサロンはあるけれども一時預かりがないから、当たり前ですけれども、お母さんがお子さん連れてくるわけですよ、ベビーカーを押してね。1組目のお母さんはお子さん1人、1組のお母さんはお子さん2人、双子さんだったんですよ。そうすると、フードコートで食べ物買っていているのに、自分のことなんか食べられないで、一生懸命持ってきた離乳食でやっている姿見たときに、せめてこのお母さんに、24時間一緒なんだから、お昼ぐらい自分の時間で食べさせてあげたいと。

もしかしたらお母さんだって、500円ぐらい払ったって、預かってくれるなら、お昼は自己1人で食べたいと思っているかもしれないと思って、そういった商業施設での一時預かりを増やしてほしいし、そういう商業施設の中での一時預かりというのは、いわゆる保育的なものとは違うから、500円でもしようがないかななんていうのは思ったり、もちろんそれは全部無料ならいいけれども、やっぱり何にしても大前提是、ゆくゆくのこと、将来を考えて範囲を増やしていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

楠山委員

おっしゃるとおりだと思います。私も委員として、一時保育と誰通の一体的な運用というのは、当然やつたらいいのかなと思っています。

て、ただそうすると、一時保育は就学前までなんですよ。3歳、4歳、5歳はちょっともうなくすとかという形であれば、一体的にもしかしたらできるのかもしれませんかね。そこは、「3歳から5歳はちょっとすみません、ちょっとと一時保育はなしで、誰通と一緒に」みたいな形に、すぐにはできないかもしないですけれども、年齢のところがあるので、そこを調整すれば、もしかしたらできるのかもしれませんと思いました。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。

参考ですけれども、葛飾の先ほどお話を出していただきました。葛飾の状況を確認してみました。私立園についてのみ確認できたのですが、登録料を葛飾区は取っているそうなんですが、無償化したことによって、今まで10名だった実績が90名になったという実績があるそうです。利用については今後どのように伸びていくかにはなると思うんですけれども、取りあえず登録時点で9倍の数字になっているという実態はございます。

齊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

水野委員

すみません、ちょっと言いそびれてしまつたんですが、こういった一時預かりのところ、またファミサポのほうですけれども、やっぱり無償化はしないにしても、本当に使いたいときに使えなくなってしまうという状況があるので、私も無償化はあまり進めてほしくはないなとは思っているんですが、やっぱりお金のあるご家庭だけが使えるという、そういう状況もよくないんじゃないかなというふうに思います。非課税世帯だけでは

なくて、やっぱり本当に必要なご家庭、先ほど言った妊娠中ですとか入院中ですとか、育儿と介護のそういったケアをしている方、また子供が3人以上いるですかね、そういうご家庭にぜひ優先的に使えるような優遇措置というのは、ぜひ考えていいってほしいなというふうに思います。

齊藤会長

ありがとうございます。

保育現場の先生方、委員の皆様、どうですか。

馬場委員

民間保育園連合会の馬場です。

私のところでは一時保育はやっていないので、詳しい状況は分からんんですけども、恐らく一時保育やっている園で誰通をやるというところが多いのではないかと思うんですけども、そうなると、やはり片や無償、片や有償という形になってしまふところに、どうしてもミスマッチが生まれてしまうとは思うんですけども。

でも、これというのは、まだ誰通のほうもどれぐらいの利用者がいるかというのも分からない状況の中で、無償にするしないというのは、来年度決めるとかということも可能なんですか。

齊藤保育・入園課長

今、馬場委員がおっしゃってくださったのは、一時保育についてのことですかね。

馬場委員

そうです、はい

齊藤保育・入園課長

それは、考えとしてあるんじゃないかなと思

います。

馬場委員

じゃ、今年度決めなくともいいという形なんですかね。

私が思うのは、1回誰通が無償化なので、それで来年度というか、まずやってみて、その状況を見ながら今後判断してもいいのかなというふうに思っていたんですか。

齊藤保育・入園課長

貴重なご意見ありがとうございます。

そういう内容は、また審議会を設けさせていただいて、来年度実施する誰でも通園制度の利用実態も踏まえて、皆さんにご議論いただくということも検討したいと思います。

齊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。

今、委員の皆さんからいろいろご意見が出てますけれども、有償か無償かという一時預かりのところですけれども、制度設計上、もうどちらかという枠組で考えるしかないですか。

楠山委員

いや、そんなことはないんで、別に何とでもなるので、我々が考えて、例えばさつき言ったように、多子世帯優遇とか介護の方を優遇するとかという発想というか、今そういうスキームになっていないですし、あと、無償化するにしても、単なる無償化するだけでは多分成り立たないので、そうすると、無償化にするんだったらこういう時間制限をかけて、どういう保育園でどういう形でその制限内をチェックするのか。

実は我々の方で考えて、スタンプカードにして、無償にして、園でスタンプカードを押

してやってもらおうかなとか、いろいろ考えているんですけども、そうやった場合のシミュレーションもいろいろ考えつつ議論しないといけない。

ただ、今回は、誰でも通園制度の料金についてはまずご議論いただいて、多分一時保育、一時預かりはいろんな保育園があるので、それを踏まえて我々も考えていきたいというふうに考えています。

齊藤会長

私も、一時預かりのほうは、利用料というところでまずはご意見いただくということを大事にしてというところでよろしいですかね。はい、分かりました。

では、少しお時間がありますので、利用料以外のところででも、この誰通だったり一時預かりのところで、自由にご意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

旦委員

ちょっと本題から外れるかもしれないんですけども、一応現場で働いている、私自身が働いているわけではないので、ちょっと何とも言えないところなんですけれども、さっきぬかが委員がおっしゃったようなことというのは、本当にそのとおりだと思って、そういう皆さんのがおっしゃっていただいたようなことというのは、実現の方向に行くべきだとは思うんですけども、やはり一方で、先ほどから何回か出ている人材不足というところはかなり深刻なように思うんですね。

やっぱり卒業生が話をしに来たりとか、園に巡回に行ったりすると、結構人材不足が厳しくて、これが実際に走ったときに回っていくのかなというのが、かなり心配ではあるんですね。

先ほど一時預かりが取れなかつたという

のは、まさにそれは本当にそうだろうと思って、私は、実はこの園の数、誰通の実施見込み施設を見たときに、やっぱり少ないんだなというふうに思ったんですね。これで回るのかなというところがちょっと心配になりました。時間数とかというのがまだそれぞれ出ていないということだったので、このあたりはよく分からんんですけども、実施する際には、無償化ということには賛同いたしましたし、ゆくゆくは一時預かりや一時保育のほうも無償化ということになっていったらいなと思うんですけども、実際走っていったら、現場の園の様子というのも細かくヒアリングしていただいて、現場が疲弊しないか、きちんと保育の質が保てるかというところはチェックしていただきたいなと思っています。

齊藤会長

ほかにいかがでしょうか。

結城委員

先ほど、実際一時保育を利用して2時間預けたんですけども、2時間ずっと子供は泣き放しだったというふうに聞いて、ちょっとこれだと、次預けるのは当分かかるよね、慣れるまでかかるよねというお話を聞いて、預ける側にもそういう覚悟も必要なのかというのも実際感じて、月10時間でとなると、子供の成長支援にそれはなっているんだろうかというのもやはり思って、制度的には、一時保育と子ども誰でも通園制度が短時間で利用できるというふうに似ているなというのを感じるんですけども、実際子供の成長支援で言うと、今2歳児からでも幼稚園無償化が始まるということを最近知って、だったら2歳児から預けるのか、それとも、子ども通園制度を利用して、ほかの子たちとの

関わりを持つのかという、そこで悩んだりもしてきて。

なので、選択肢がたくさんあるのはいいことなんですけれども、実際内容がまだ動いてないので不透明過ぎて、ちょっと選択をするのが難しいなというのがあります。

永田委員

ちょっと意見というか、思ったことを述べるという感じなんですけれども、今回1,800人ぐらい見込みの人数がいるということで、この施設だけで1人当たり10時間、1,800人分キャバがあるのかなというところで、かなり難しそうだなということで、かなりキャンセル待ちが発生するのではないかなと思いました。

新聞など、インターネット上で見た限りなのですが、文京区で初日、開始10分で100人ぐらい申込みが殺到して、キャンセル待ちが100人以上みたいな記事も見まして、足立区で始まったときに混乱を招かないのかなというのが、一利用者としてちょっと不安に思いました。

あと、私の子供は保育園に通ってはいるんですが、4月から通い始めてから、慣らし保育で1日1時間、2時間から始めて、やっぱり1か月ぐらいは時間かかりまして、今後、キャバの問題で今難しいと思うんですけども、10時間以上預けられるような制度設計にしていただけたらうれしいなという、保護者の立場の意見です。

あと、すみません、これも報道などで見たものになるんですが、誰通の利用理由が親のリフレッシュとか、どちらかというと親がリフレッシュしたいとか、親側の理由によって預けることのほうが非常に多いというアンケート結果を見まして、こちらの誰通は、基本的には子供の成長支援というのをメイン

にというふうにご説明受けていまして、ちょっとそのあたり、親への意識づけみたいなものも、あらかじめ区民の皆さんに分かっていただくことも大事なのかなというふうに思いました。

以上です。

齊藤会長

ほかにはいかがですか。

篠永委員

ありがとうございます。

例えばなんですけれども、現行の一時保育のほうを無償化、誰でも通園と合わせて月10時間という時間の区切りで無償化するみたいに、一部だけ無償化するという案もあると思うんですけれども、そういうことをしましたときに、管理する側、運営者側のほうにどういうふうな負担が出るのかなということがちょっと気になっておりまして、現行予約取るときとかも全部電話でやったりだとか、受付も対面でしか予約が、西新井サロンのところなんですけれども、できないような状態で、システム化がなさそうなので、管理する方の負担というのが、もしも部分的に何か無償化して、有償化してみたいなふうに分けてしまうと、ちょっと煩雑になってしまふうどころとか、また別の課題が出るのかなというふうに考えているんですけども、そういうところが今思いつく時点でもしあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

齊藤保育・入園課長

保育・入園課長です。

先ほど楠山委員からもお話をさせていただきましたが、やはり現場の管理の方法に煩雑が想定されます。

ですので、完全に手動で、今も一時保育は入力のシステムがないので、全て紙で管理をしている状態で、公立については間違いなく紙で管理している状態です。ですので、それを個人で、例えば誰でも通園制度を10時間分、一時利用の枠を10時間分の、計20時間押せる、例えばスタンプカードを用意して押していく。ただ、そういったときに、本当に性善説になるので、そのカードを、例えば本当に19時間使ったんだけれども、紛失してしまいましたと言ったときに、どういうふうに管理をしていけばいいのかとか、そういったところも部内でいろいろ検討はいたしました。

そういう意味も踏まえて、今後どういうふうな時間管理をしていけば、区民の方がより使いやすくなるのか。使いやすくなる一方で、やはり現場の負担というのも考えていかなければいけないので、その辺とても担当としては苦しい部分で、皆さんにご意見を頂戴しているところでございます。

齊藤会長

ほかにいかがでしょうか。

境委員

ご質問で申し訳ありませんが、この誰でも通園をするに当たって、お昼とかお食事とかって、それも支援が入ってくださる感じなんですか。その時間も見てくれる形なんですか。

齊藤保育・入園課長

制度上は、お預かりする制度になっております。ただ、アレルギー児であるとか、やはり6か月から2歳児までというと、ミルクの好みとかもあると思いますので、そういった方については持ってきていただいたりとか。

ただ、現場側がアレルギーの配慮等としな

がらお子さんを受け入れていくというような、すみません、言葉選ばずに、課題もございますので、その辺は現場の声を聞きながらやっていく必要があるのかなと考えております。

境委員

もう一つ質問がありまして、冬とか感染症がだんだんはやってくる時期とかもあると思うんですよ。その際に、例えば、もう予約をしていて、この日にお願いするといつても、インフルエンザがはやっていて、コロナと、学級閉鎖とか、そういう際にはご連絡が入る形になるんですか。それとも、その辺はどう考えているのかなとは思っているんですか。

齊藤保育・入園課長

それは、園側の体制が全体的にインフルエンザが流行してしまってという場合でよろしいでしょうか。

そういう場合には、予約者の方に連絡する必要がありますので、連絡させていただきます。

齊藤会長

そろそろ時間かなと思いますけれども、これは言っておきたいなということがあれば、ぜひ思いますけれども、いかがですか。

旦委員

これはということではないんですけども、先ほどから目的が違う、誰通と一時等では目的が違うということは、ここにいる人は当然分かっているかと思うんですが、区民の方にお示しするときに、それを明示するにしても、多くの方はそこの部分はあまり気にしないと思うんですよね。なので、区民の方に

伝える際には、分かりやすいように、制度がこういう経緯でできたといったことは、説明したとしても多分抜けていくので、利用しやすいような提示の仕方というのは考えていかなければいけないなというふうに思います。

齊藤会長

ほかにどうでしょうか。大丈夫でしょうか。いろいろご意見いただきましてありがとうございました。一時預かりのところ、有償、無償のところも、利用者になられるであろう方々からも様々な意見をいただいたの、とてもよかったです。

皆さんおっしゃっていたように、実際このベビーシッターの都の状況は、無償144時間というふうに打っているために、すごい利用者が急増していて、実際に使おうとすると本当に使いづらい状態になっていて、ベビーシッターをする人は研修を受けるというふうなシステムになっているので、研修を受ける人もずっと後を絶たず研修を受けているという、イタチごっこ状態になっていて、私も仕事をしていても使いたいときというのがあるんですけども、ほぼ使えたことが私自身はないという状態ですので、皆さん方がおっしゃっているような、有償は有償の意味があるんじゃないかというところも、とてもよく分かるなというふうに思いました。

それと、今の状態だと、特に一時預かりのところを有償にしても無償にしても、現場側の管理が非常に大変であろうということが想定できるというところは、本当にICTの時代なので、何とかなりませんかねというのが個人的な思いです。コロナとかいろいろ、今かなり普及している、そういう企業とかとうまく連携しながら、ぜひそこら辺は使う方も、それから現場サイドもうまく、負担なく

やれるといいなというふうに、切に願います。
よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして令和7年度第1回足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の審議を終了いたします。長時間に渡りましてありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

中島子ども政策課長

委員の皆様、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございます。

これから委員の皆様に封筒をお渡しいたします。本日の資料及び質疑に対して、不明な点やご意見、ご質問がある場合は、封筒の中に入っていますご意見表、ご質問表に記載いただき、10月8日水曜日までにご返信いただければと存じます。

次回の審議会についてですが、来月10月24日の金曜日、午前10時から12時まで、区役所の13階、場所が変わります。13階の大会議室Bにて開催を予定しております。こちらの施設は改修のために使えなくなってしまいので、13階になります。同じ封筒に開催通知も同封させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

第2回では、本日ご議論いただいた中で、10月8日までにご提出いただいた質問表を踏まえて、区から実施案をお示しさせていただければと思っております。その案を基に、第2回ではご議論をさせていただければと思います。

また、次回の審議会は、希望される方がいらっしゃる場合はオンラインでの参加もできるように事務局で準備いたしております。オンラインも可能となっておりますので、ご希望される方につきましては、事前の接続テストを行う必要がありますので、10月8日水曜日までにご連絡いただければと思って

おります。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして令和7年度第1回足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会を閉会とさせていただきます。

なお、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、出口のところに職員おります。駐車券をお渡しさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。